

1. 応援金について

Q 1. 応援金の交付額はいくらですか。

- A 1. 法人：30万円（市独自上乗せ10万円含む）
個人事業主：20万円（市独自上乗せ10万円含む）
※応援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

Q 2. 応援金の対象者を教えてください。

A 2. 次の要件を満たしていること。

- (1) 令和3年9月1日時点で新居浜市に本店を有するまたは住民登録をしている事業者であること。

- ・ 法人の場合、新居浜市に本店を有していること。
- ・ 個人事業主の場合、新居浜市に住民登録を有していること。

- (2) 現在、事業を営んでおり、将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組み、今後も事業を継続する意思があること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年6月から9月までのうち、いずれかの月（選択した対象月）の事業収入（売上）※が前年又は前々年同月比で30%以上減少していること。

または、令和3年6月から9月までのうち任意の連続2か月の月間事業収入（売上）が、前年又は前々年同月比で各月が連続して15%以上減少していること。

※事業収入（売上）とは

確定申告書類において事業収入として計上するものになります。（収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。）なお、不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません。また、**国の持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入は、事業収入（売上）には含めません。**（下記（4）の年間事業収入も同様）

- (4) 令和元年又は令和2年6～9月を含む年間事業収入（売上）が法人の場合は240万円以上、個人事業主の場合は120万円以上であること。

ただし、下記のいずれかに該当する方は対象外となります。

- (1) 令和3年8月から9月の「営業時間短縮に係る協力金」の対象者又は令和3年6月から9月の売上減少を対象とした「6月分、7月分、8月分又は9月分の月次支援金」を受給した事業者
- (2) 暴力団等に関与している事業者
- (3) 風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織若しくは団体
- (7) 大企業（みなし大企業を含む）

Q 3. 応援金の対象業種はありますか。

A 3. 要件を満たす事業者であれば、全業種が対象となります。

農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業、その他の業種

Q 4. NPO法人や医療法人も対象となりますか。

A 4. 資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等が対象となります。

医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

Q 5. 令和3年9月1日以降に開業した場合、対象になりますか。

A 5. 対象となりません。

ただし、創業に係る融資を受ける場合には、市の創業支援補助金の対象となる可能性がありますので、別途お問い合わせください。

Q 6. 時短協力金の対象者であるが、協力金を受け取っていない場合も対象外となるか。

A 6. 時短協力金を受け取っていない場合でも、協力要請の対象者に該当している場合であれば、応援金の対象外となります。

令和3年8月、9月は、新居浜市内の飲食店には協力要請はありませんでしたが、愛媛県内の他地域にて該当時期に協力要請を受けた飲食店を経営している事業者は、協力要請の対象者に該当しますので、ご注意ください。

Q 7. 多角的な事業展開により、飲食店を営んでいる中小企業者等が、時短要請を受けて協力金の支給を受けたが、別の部門（例えば小売事業）でも影響を受けたことにより、売上が30%以上減少した場合、対象となるか。

A 7. 会社全体として判断するため、応援金の対象外となります。

Q 8. 応援金との重複受給が認められない月次支援金の範囲は。

A 8. 令和3年6月から9月を対象月（売上が50%以上減少した月）とする月次支援金をいずれか1か月分でも受給した者は、応援金との重複受給が認められません。

そのほか、時短協力金（Q6）やえひめ版応援金（第一弾）との重複受給について、次の表に整理していますので、参考にしてください。

【参考】えひめ版応援金（第二弾）と

他給付金等（月次支援金・時短協力金・えひめ版応援金（第一弾））との重複受給制限について

	えひめ版応援金（第二弾）と 重複受給可能な期間		えひめ版応援金（第二弾）と 他給付金等 との重複受給不可な期間				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
①えひめ版応援金	【第一弾】1月～5月		【第二弾】6月～9月				
	えひめ版応援金（第一弾） とは重複受給可能です。		②月次支援金 と ③時短協力金 との 重複受給がないか 申請前に十分にご確認ください。				
②月次支援金	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
	4月分、5月分は 重複受給可能です。		6月分から9月分までの売上減少に伴う月次支援金は、 いずれか1か月分でも給付を受けていれば 重複受給は不可 です。				
③時短協力金	～5月31日		8月～9月				
	5月31日までの 営業時間短縮協力金とは 重複受給可能です。		8月～9月に愛媛県から法律に基づく 営業時間短縮要請を受けた 飲食店を 経営する事業者は 重複受給不可 です。				
			えひめ版応援金（第二弾）と 他給付金等 との重複受給不可な期間				

Q9. 先に市の応援金を申請し、後日、国の月次支援金等を申請することは可能か。

A9. 月次支援金との併給はできません。市の応援金の交付決定後に申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、交付決定を取り消し、返還を求めて、課徴金を徴することになりますので、返金を前提とした申請はしないようにお願いします。

Q10. 法人で、本社が新居浜「市外」、支店が新居浜「市内」にある場合対象になりますか。

A10. 新居浜市に本店を有する事業者の方が対象となるため、対象外となります。

※本店が愛媛県内であれば、本店が所在する自治体へ「えひめ版応援金」の申請可否について、お問い合わせください。

Q11. 個人事業主で、新居浜「市内」に住所を有しているが、店舗や事業所が新居浜「市外」にある場合対象になりますか。

A11. 新居浜市内に住所を有しているため、対象となります。

Q12. 個人事業主で、新居浜「市外」に住所を有しているが、店舗や事業所が新居浜「市内」にある場合対象になりますか。

A12. 新居浜市に住民登録をしている個人事業主の方が対象となるため、対象外となります。

Q13. 指定管理者や第三セクターは応援金支給の対象となるか。

A13. 指定管理者や地方自治体が出資又は出えんを行っている第三セクターは、原則として応援金の支給対象にはなりません。

Q14. 応援金の交付要件にある「感染対策」とは何か。

A14. 「感染対策」とは、殺菌、飛沫防止や3密回避等に資する取り組みです。

【例】手指消毒用アルコール、CO₂センサー、衝立等の設置や従業員への意識啓発活動、テレワークの実施など。

2. 事業収入（売上）について

Q15. 事業収入（売上）の確認方法を教えてください。

◇法人の場合

法人事業概況説明書「18 月別の売上高等の状況」により、比較対象とする令和元年又は令和2年6～9月の月別の売上を確認し、申請書に記載してください。

※持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入が、事業収入（売上）に含まれる場合、**「給付金・助成金額を控除した金額」で確認の上、申請書に記載してください。**

12	事業 業 形 態	(1) 兼業の状況 (2) 事業内容の特異性	(兼業割合) %	13 主 な 設 備 等 の 状 況				
		(3) 売上区分	現金売上		%			
14	決済日等の状況	売上	締切日	決済				
		仕入	締切日	決済				
		外注費	締切日	決済				
		給料	締切日	支給				
15	帳簿類の備付状況	帳簿書類の						
18	月別の売上高等の状況	月別	売上（収入）金額		仕入	経費	利益	従業員数
		月	千円	千円	千円	千円	千円	人
		月						
		月						
		月						
		月						
		月						
		月						
		月						
		計						
前	期							
の	実績							
19	当期の営業	成績の概要						

①前年又は前々年の6月から9月の売上金額のいずれかで、30%以上減少していること
もしくは、前年又は前々年の6月から9月の売上金額のうち、連続する2か月いずれも15%以上減少していることを確認。

②6月から9月の売上金額全てを申請書に記載してください。

年間売上金額（合計額）が、240万円以上であることを確認。

18月別の売上高等の状況一欄の単位にご注意願います。

◇個人事業主の場合

○確定申告が青色申告の方

青色申告決算書「月別売上（収入）金額及び仕入金額」により、月別の売上（収入）を確認し、申請書に記載してください。

※持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入が、事業収入（売上）に含まれる場合、**「給付金・助成金額を控除した金額」**で確認の上、申請書に記載してください。

【記載例（決算書2ページ）】

令和 02 年分

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	2,644,000	1,756,000
2	2,506,000	2,102,000
3	2,980,000	2,148,000
4	3,044,000	2,195,000
5	3,107,000	2,452,000
6	3,459,000	2,283,000
7	3,228,000	2,014,000
8	2,859,000	2,229,000
9	3,351,000	
10	3,602,000	
11	3,838,000	
12	4,135,000	
計	39,280,000	27,596,000

年間売上金額（合計額）のうち、「家事消費等」及び「雑収入」を控除した金額が120万円以上であることを確認。

①前年又は前々年の6月から9月の売上金額のいずれかで、30%以上減少していること
もしくは、前年又は前々年の6月から9月の売上金額のうち、連続する2か月いずれも15%以上減少していることを確認。

②6月から9月の売上金額全てを申請書に記載してください。

○確定申告が白色申告の方

收支内訳書「収入金額の売上（収入）金額」から算出した月平均を比較対象とする令和元年又は令和2年6～9月の事業収入（売上）として確認し、申請書に記載してください。

令和 0 年分收支内訳書（一般用）

住所 氏名 事務所所在地

事業所所在地

業種名 届号

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

この收支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額 ①		旅費交通費	
家賃 ②		広告宣伝費	
その他の収入 ③		接待交際費	
(①+③+④)		損害保険料	
期首商品(製品) ④		移籍費	
期末商品(製品) ⑤		消耗品費	
仕入金額(製品) ⑥		福利厚生費	
小計(⑤+⑥) ⑦			
期末商品(製品) ⑧			
差引原価(⑦-⑧) ⑨			
差引金額(⑥-⑨) ⑩			
給料賃金 ⑪			
外注工賃 ⑫			
減価償却費 ⑬			
貸倒金 ⑭			
地代家賃 ⑮			
利子割引料 ⑯			
租税公課 ⑰			
その他の経費 ⑱			
水道光熱費 ⑲			

①前年又は前々年の売上（収入）金額が、120万円以上であること。

②前年又は前々年の売上（収入）金額から月平均を比較対象とする令和元年又は令和2年6～9月の事業収入（売上）として、30%以上減少している もしくは2か月連続で15%以上減少していることを確認し、申請書に記載して下さい。

【例】
売上（収入）金額が300万円の場合
年間事業収入額300万円 / 12ヵ月
= (月平均の事業収入額) 25万円

Q16. 事業収入（売上）の確認方法を教えてください。

A16. 事業収入（売上）減少の条件は以下の2つの条件のうちいずれか1つを満たしている必要があります。

【条件1】令和3年6月～9月までのうち

いずれかの1か月（選択した対象月）の事業収入（売上）が
前年又は前々年の同月の事業収入と比べて30%以上減少している事業者

【条件2】令和3年6月～9月までのうち

連続する2か月の事業収入（売上）が
前年又は前々年同期間の事業収入と比べて連続して15%以上減少している事業者

また、事業収入（売上）の減少率の計算方法は、以下のとおりです。

【事業収入（売上）減少率の計算式】

$$\text{事業収入（売上）減少率} \{ (B - A) / B \times 100 \} = \underline{\quad\quad} \%$$

A：令和3年6月～9月のうちの1か月の事業収入（売上）

B：前年もしくは前々年6月～9月のうちの1か月の事業収入（売上）

「①法人や個人事業主（青色申告）の方」と、

「②個人事業主（青色申告で所得税青色申告決算書がない、白色申告）」の方で、
前年の事業収入（売上）の計算方法が異なりますので、ご注意ください。

①法人、個人事業主（青色申告あり）の場合

【条件1】の場合

		2020年(令和2年)											
月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額		50万円	30万円	40万円	20万円	50万円	40万円	50万円	40万円	30万円	40万円	50万円	50万円
		2021年(令和3年)											
月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額		50万円	30万円	30万円	30万円	30万円	40万円	30万円	30万円	30万円			
	減少率						0%	40%	25%	0%			

※算出例（7月の事業収入が30%以上減少した場合）

令和3年7月の事業収入額（売上）：30万円 … A

令和2年7月の事業収入額（売上）：50万円 … B

$$\text{減少率} = (50\text{万円 (B)} - 30\text{万円 (A)}) \div 50\text{万円 (B)} \times 100 = 40\%$$

【条件2】の場合

		2020年(令和2年)											
月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額		50万円	30万円	40万円	20万円	50万円	40万円	50万円	40万円	30万円	40万円	50万円	50万円
		2021年(令和3年)											
月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額		50万円	30万円	30万円	30万円	30万円	40万円	40万円	30万円	30万円			
	減少率						0%	20%	25%	0%			

※算出例（7月と8月の事業収入が連続して15%以上減少した場合）

令和3年7月の事業収入額（売上）：40万円 … A

令和2年7月の事業収入額（売上）：50万円 … B

$$\text{減少率} = (50\text{万円 (B)} - 40\text{万円 (A)}) \div 50\text{万円 (B)} \times 100 = 20\%$$

令和3年8月の事業収入額（売上）：30万円 … A

令和2年8月の事業収入額（売上）：40万円 … B

$$\text{減少率} = (40\text{万円 (B)} - 30\text{万円 (A)}) \div 40\text{万円 (B)} \times 100 = 25\%$$

※この事例の場合、令和3年6月～9月の事業収入の減少率は、令和3年と令和2年の同月を比べるといずれも30%未満となり、【条件1】は満たしませんが、連続する2か月（7月と8月）の事業収入が連続して15%以上減少しているため、【条件2】を満たします。

なお、売上減少の月が連続していない場合（例：7月、9月の事業収入が15%以上減少している）は、【条件2】を満たしませんので、ご注意ください。

②個人事業主（青色申告で所得税青色申告決算書がない、白色申告）の場合

※社会福祉法人：事業活動収支決算書、公益財団法人、公益社団法人：正味財産増減計算書も含まれます。

【条件1】の場合

2020年(令和2年)												
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額	300万円（月平均の事業収入額：25万円）											
2021年(令和3年)												
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額	50万円	30万円	30万円	30万円	15万円	20万円	20万円	15万円	20万円			
					減少率	20%	20%	40%	20%			

※事業収入（売上）減少率の算出例（8月の事業収入が30%以上減少した場合）

令和3年8月の事業収入額（売上）：15万円 … A

令和2年の月平均の事業収入額（売上）

= 年間事業収入額300万円 / 12か月 = 25万円 … B

減少率 = (25万円 (B) - 15万円 (A)) / 25万円 (B) × 100 = 40%

【条件2】の場合

2020年(令和2年)												
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額	300万円（月平均の事業収入額：25万円）											
2021年(令和3年)												
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入額	50万円	30万円	30万円	30万円	15万円	25万円	20万円	20万円	25万円			
					減少率	0%	20%	20%	0%			

※算出例（7月と8月の事業収入が連続して15%以上減少した場合）

令和3年7月の事業収入額（売上）：20万円 … A

令和2年の月平均の事業収入額（売上）

= 年間事業収入額300万円 / 12か月 = 25万円 … B

減少率 = (25万円 (B) - 20万円 (A)) / 25万円 (B) × 100 = 20%

令和3年8月の事業収入額（売上）：20万円 … A

令和2年の月平均の事業収入額（売上）

= 年間事業収入額300万円 / 12か月 = 25万円 … B

減少率 = (25万円 (B) - 20万円 (A)) / 25万円 (B) × 100 = 20%

※この事例の場合、令和3年6月～9月の事業収入の減少率は、令和3年と令和2年の同月を比べるといずれも30%未満となり、【条件1】は満たしませんが、連続する2か月（7月と8月）の事業収入が連続して15%以上減少しているため、【条件2】を満たします。

なお、売上減少の月が連続していない場合（例：7月、9月の事業収入が15%以上減少している）は、【条件2】を満たしませんので、ご注意ください。

Q17. 創業間もなく前年又は前々年の事業収入と比較できない場合は対象となりますか。

A17. 令和元年6月2日から令和3年8月31日までの間に創業又は新規開業した中小企業者等（個人事業主を含む。）については、特例として、売上減少の要件に関して以下のとおり取り扱います（法人設立日又は開業日を確認できる以下の証拠書類等が必要です）。

なお、設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

また、事業収入（売上）の下限要件「令和元年又は令和2年6～9月を含む年間売上が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること」については、免除となります。

ア 令和元年6月2日から令和2年11月30日までの間に創業又は新規開業した事業者

①令和3年6～9月のいずれかの月の事業収入（売上）が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入（売上）と比較して、30%以上減少している。

②令和3年6～9月のうち任意の連続2か月の月間事業収入（売上）が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入（売上）と比較して、各月が連続して15%以上減少している。

イ 金融機関から融資を受け、又は、支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者であって、令和2年12月1日から令和3年8月31日までの間に創業又は新規開業した事業者

③令和3年6～9月のいずれかの月の事業収入（売上）が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた令和3年6～9月のうちの同月の事業収入（売上）と比較して、30%以上減少している。

④令和3年6～9月のうち任意の連続2か月の月間事業収入（売上）が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた令和3年6～9月のうちの同月の事業収入（売上）と比較して、各月が連続して15%以上減少している。

3. 申請方法について

Q18. 申請する際の必要書類はどのようなものですか。

A18. 申請書類は次のとおりです。

1. 交付申請書（第1号様式）

2. 誓約書（第2号様式）

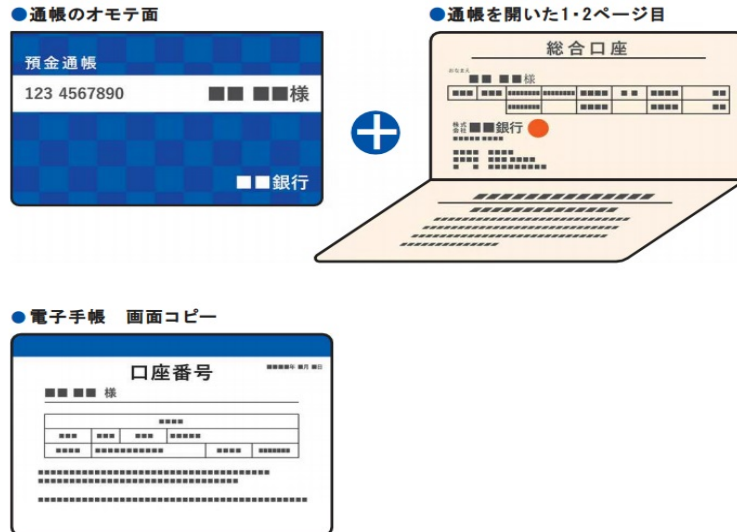
※誓約書の最下部の法人名及び代表者職・氏名の欄は、必ず署名（代表者又は個人事業主本人の自署必須）もしくは記名（ゴム印可）・捺印をお願いします。（訂正不可）

3. 応援金の振込先口座の通帳の写し

通帳の表紙及び表紙を開いた見開きページ全部（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写し。

【インターネットバンキングの場合】

金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報を確認できるサイトページ画面の写し。



4. 令和3年9月1日時点の事業者の住所および法人代表者確認のための書類

法人の場合は、「履歴事項全部証明書」および「法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等」の写し、個人事業主の場合は、「住民票の写し」。

※「履歴事項全部証明書」、「住民票の写し」については、令和3年9月1日以降に公的機関から発行されたもので、発行日が申請日より3か月以内のもの。コピーも可。

※運転免許証等は各証明書の有効期限を必ず確認してください。

※マイナンバーカードは表面のみ、住民票の写しは個人番号の記載されていないものをご提出ください。



5. 令和3年6月～9月全ての事業収入（売上）が確認できる書類

中小企業者等（個人事業主を含む）が作成している確定申告の基礎となる「売上台帳」等の写しを添付してください。


経理ソフトから抽出した売上データ




品名	得意先	数量	単価	金額	消費税	合計
5/1 売上高	本町売上			157,200		157,200
5/1 売上高	001					
5/1 売上高	002			864		864
5/1 売上高	003					
5/1 売上高	004			168		168
5/1 売上高	005					
5/1 売上高	006			388,320		388,320




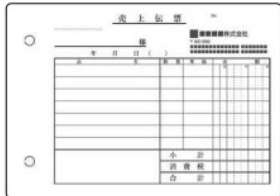

エクセルで作成した売上データ



品名	数量	単価	金額	消費税	合計
5月 売上高	354	¥	1,482		1,482
6月 売上高	289	¥	1,209		1,209
7月 売上高	283	¥	1,162		1,162
8月 売上高	238	¥	984		984
9月 売上高	200	¥	840		840
10月 売上高	387	¥	1,548		1,548
11月 売上高	0	¥	0		0
12月 売上高	0	¥	0		0
12月 売上高	0	¥	0		0



手書きの売上台帳のコピーなど

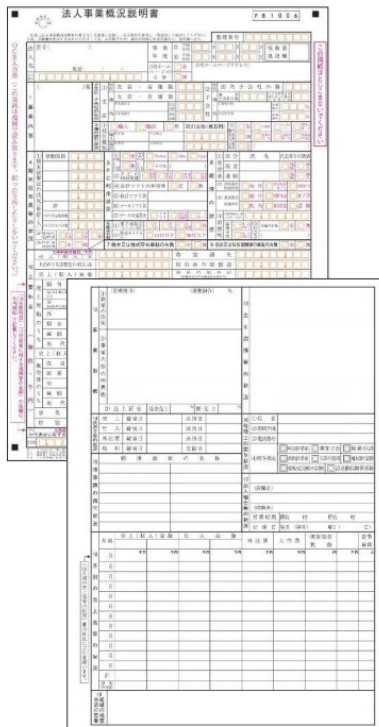
6. 比較対象とする令和元年又は令和2年6～9月の全ての事業収入（売上）が確認できる書類【法人の場合】

比較対象とする令和元年又は令和2年6～9月を含む「法人税確定申告書（別表一）」（収受日付印が押されているもの）の控え、及び「法人事業概況説明書（両面）」の控え（1枚目、2枚目）を添付してください。

■確定申告書別表一（1枚）



■法人事業概況説明書（2枚（両面））



※公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、比較対象とする令和元年又は令和2年6～9月の収入（寄付金、助成金等を含む）が確認できる書類として下記を確定申告書類の代わりに提出することができます

例) 法人種別	月間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

【個人事業主の場合】

○ 確定申告が青色申告の方

令和元年又は令和2年6～9月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（收受日付印が押されているもの）の控え、及び「青色申告決算書」の控え（1枚目、2枚目）を添付してください。

○ 確定申告が白色申告の方

令和元年又は令和2年6～9月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（收受日付印が押されているもの）の控え、及び「収支内訳書」の控え（1枚目）を添付してください。

申告方法に関わらず必要な書類

■ 確定申告書第一表(1枚)



青色申告の方（青色申告決算書）

【記載例（決算書2ページ）】

白色申告の方（収支内訳書）

令和〇〇年分収支内訳書（一般用）

＜創業・新規開業特例における証拠書類＞

- ・法人：履歴事項全部証明書 ※申請日より3か月以内に発行されたもの。
- ・個人事業主：開業・廃業等届出書等（事業の開始が確認できる書類）
- ・「事業収入（売上）減少比較表（第3号様式）」

※事業承継特例及び法人成り特例を利用する場合には、申請要領をご確認頂くか、別途お問い合わせください。

【共通】

- ・確定申告書の控えについては、税務署の受付印、受付日時の印字、税理士等の証明印、青色申告会の受付印のいずれかがあるものを提出してください。
- ・電子申告（e-Tax）で提出した場合は、提出した確定申告書の控えの欄外に受付日時等の印字がされているものを提出してください。

7. その他必要な書類

必要に応じて、新居浜市が求める書類を添付してください。

Q19. 確定申告を失念しており、行っていない場合はどうしたらよいですか。

A19. 応援金申請の必要書類として、確定申告書類が必要となりますので、お近くの税務署にご相談ください。

Q20. 確定申告書に、收受日付印が押されていない場合はどうしたらよいですか。

A20.

【e-Taxで申告された方】

「受信通知」を提出してください。

【確定申告会場（イオンモール新居浜）で申告された方】

受付日時、受付番号が右上に印字されている場合は、收受日付印は必要ありません。

【青色申告会や税理士に依頼して申告された方】

「青色申告会の押印がある場合」または「税理士による署名押印がある場合」は、收受日付印は必要ありません。

【上記以外の方】

次のいずれかの書類をご提出ください。

- ・税務署で受付押印済みの申告書が閲覧できる場合は、その内容を撮影した写真をご提出ください。（内容が確認できるよう鮮明に写っている必要あり）
- ・税務署が発行する納税証明書（その2）を提出してください。※写しでも可能

Q21. 申請書はどこで手に入りますか。

A21. 市ホームページに掲載している様式をダウンロードしていただくか、令和3年10月21日（木曜日）以降は紙媒体の申請書類を「新居浜市えひめ版応援金相談窓口」で配布を行います。
新居浜市新須賀町2丁目10番7号 フジグラン新居浜1F ATM前
※窓口での配布は土、日、祝日を除く9時00分から17時00分までの対応です。

Q22. 申請期限はいつまでですか。

A22. 令和3年10月21日（木）～令和3年12月24日（金）（当日消印有効）とします。

Q23. 申請書類はどのように提出すればよいですか。

A23. 新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送による提出といたします。

窓口での申請受付は行いませんので、ご注意ください。

申請書類は、下記に郵送してください。

申請先・お問合せ先

〒790-0065

松山市宮西一丁目5-10 フジグラン松山別棟2F

フジトラベルサービス本社内

「新居浜市えひめ版応援金事務局」宛て

新居浜市えひめ版応援金コールセンター

TEL：0120-100-892

受付時間：9時00分～17時00分（土、日、祝日を除く）